

第6章 第2期佐伯市成年後見制度利用促進基本計画 6

第1節 計画策定の背景



(1) 成年後見制度とは

成年後見制度は、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いします。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があり、それぞれの制度が持つ権限に基づいて、ご本人の不動産や預貯金などの財産を管理し、またご本人のご希望や生活の様子から必要な福祉サービスや医療に関する契約、代金の支払いを行うなどして、ご本人の生活を支援しています。

① 法定後見制度とは

判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申立てることにより、後見人等を選任する制度です。

本人の判断能力の状態によって「後見」「保佐」「補助」の3つに分類されます。

法定後見制度の区分

区分	対象となる方	支援者
後見	判断能力を常に欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい方	成年後見人
保佐	日常の買い物は一人で出来るが、重要な財産の管理などは難しい方	保佐人
補助	重要な財産の管理などを一人で行うことに不安がある方	補助人

② 任意後見制度とは

将来、判断能力が低下した時に備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその支援の内容と方法を契約（任意後見契約）する制度です。

(2) 計画策定の背景

全国的な権利擁護支援に関する必要性の高まりにより、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月に、「第1期成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度から令和3年度まで）が、令和4年3月に「第2期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年度から令和8年度まで）が閣議決定されました。

その第1期計画では、本人を支えるためのチームをつくり、支援するための地域連携ネットワークの体制整備及び適切に運営していくための中核機関の設置と、そのための市町村計

画の策定が市町村の努力義務とされました。

そして、第2期計画では、地域共生社会の実現を目指し、社会から孤独・孤立させないための方法としての成年後見支援制度として、利用を促進することが求められています。

(3) 本市の状況

佐伯市では、これまで、福祉保健部高齢者福祉課及び障がい福祉課において成年後見制度に関する相談や、ご家族等の支援を得ることができずに法定後見制度の利用ができない方に関して、市長名で家庭裁判所へ利用開始の審判の請求（市長申立て）を行ってきました。

国の定める第1期計画を受けて、佐伯市においても「第1期佐伯市成年後見制度利用促進基本計画」（令和3年度から令和5年度まで）を、「佐伯市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」と一体的に策定し、中核機関となる「佐伯市成年後見支援センター」を令和3年7月に設置するなど、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めてきました。

第2節 計画の位置づけと目標



佐伯市が策定する本計画は、利用促進法第14条第1項に基づく市町村の努力義務である「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

また、本計画は、国の第2期計画が示す地域連携ネットワークの構築に関わる事項について定めることとし、目標を下記のとおりとします。

【目標】

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加のために～

計画の対象期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とし、地域福祉計画と一体的に策定するものとします。

第3節 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築について



「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」とは、地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みのことで、「権利擁護支援チーム」「協議会」及び「中核となる機関(中核機関)」の3つの仕組みからなります。

(1) 権利擁護支援チームについて

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、

本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。

《支援機能等の整備及び機能強化するための取組の推進の方針》

- ◇ 各地域コミュニティにおいて、権利擁護支援チーム及び成年後見制度等の周知を行うことによって、権利擁護支援が必要な方を早期に発見できる地域づくりを行います。
- ◇ 第4期地域福祉計画において設置予定の「福祉の総合相談窓口」と連携し、既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

(2) 協議会について

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む 関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。

成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。

《支援機能等の整備及び機能強化するための取組の推進の方針》

- ◇ 「福祉の総合相談窓口」における個別支援会議(仮称)と連携することで、個別支援を充実させていきます。

(3) 中核機関について

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、本市においては、令和3年7月に設置した成年後見支援センターを中核機関として位置付けています。

なお、中核機関としては、以下のような役割を担います。

① 広報機能

成年後見制度を知らないことが原因で利用につながらないことが無いよう広報活動を行います。具体的には制度説明会の開催や、ケーブルテレビ・ラジオ・パンフレット等を活用するなど、各団体や関係機関とも連携しながら効果的に実施します。

② 相談機能

本人や親族のみならず、権利擁護に関する支援のニーズに気付いた人が早期の段階から気軽に相談できるような相談窓口を設置します。

③ 成年後見制度利用促進機能

(ア) 受任者調整(マッチング)等

家庭裁判所や専門職団体と連携し、利用者にとって適切な後見人等の候補者を推薦できるよう体制を整備します。

(イ) 担い手の育成・活動の促進

成年後見制度の担い手不足を解消するため、令和2年度から実施している市民後見人養成講座を継続します。また、修了者名簿を作成し、希望者については法人後見の支援員として実務経験を重ねてもらい、自立した市民後見人として活躍できるよう支援します。

(ウ) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業利用の対象者について、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度への移行を検討し、支援します。

④ 後見人支援機能

後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについては専門職や家庭裁判所、その他の関係機関と連携しながら後見人等の活動を支援します。

⑤ 不正防止機能

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備することにより、成年後見制度における不正を防止します。

《支援機能等の整備及び機能強化するための取組の推進の方針》

◇ 地域コミュニティと、「福祉の総合相談窓口」との情報共有や意見交換会などの実施を通して連携体制の構築及び強化することで、それぞれの強みを生かした体制を整備します。

(4) その他

地域連携ネットワークの機能を補完するものとして、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進を行います。

具体的には、「福祉の総合相談窓口」において、高齢者福祉課及び障がい福祉課との連携を密にすることで、市長申立てすべき案件の早期把握を行い、速やかに申立てが行われるような体制整備を行います。

また、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない場合は、成年後見制度利用支援事業による費用の負担や報酬の助成を行うことで、制度の利用を支援します。